

令和7年第1回岐阜市農業委員会総会議事録

開催日時

令和7年1月10日（金） 午後3時00分

開催場所

岐阜市役所 庁舎6階 6-1大会議室

出席委員

江崎 和浩 ・ 梶下 信孝 ・ 西垣 隆 ・ 岩佐 哲司
山口 貴範 ・ 江崎 美咲 ・ 藤吉 理功 ・ 林 明
林 安廣 ・ 山中 敏彰 ・ 酒井 勉 ・ 河田 均
松野 芳正 ・ 館林 朋子 ・ 高橋美穂子 ・ 永田 俊幸
野々村 貢

欠席委員

清水 健吉

議長

栗本 恒雄

農地利用
最適化推
進委員

伊藤 一仁 ・ 塩谷 芳美 ・ 大野 政司 ・ 大野 達朗
小川 正美 ・ 加藤 一夫 ・ 加納 啓吉 ・ 窪田 博
栞原 修司 ・ 神山 肇 ・ 小林 英彦 ・ 近藤 敏弘
酒井 秀男 ・ 高橋 正男 ・ 田中 光弘 ・ 玉田 昇三
戸崎 和美 ・ 野水 千尋 ・ 林 俊朗 ・ 平手 金治
福井 恒夫 ・ 堀 美勝 ・ 本田 忠男 ・ 松岡 静典
宮部 辰男 ・ 森瀬 秀雄 ・ 柳原 芳靖

事務局

事務局長	三嶋 克之	副主幹	佐藤 智香
主査	小木曾高志	主査	佐々木宗弘
主査	中村 修	主任主事	近藤 聡美
主事	桂川 裕貴	主事	熊澤 宏之

議 事

- 議案第 1 号 農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請の審議について
- 議案第 2 号 農地法第 4 条第 1 項の規定による農地転用許可申請の審議について
- 議案第 3 号 農地法第 5 条第 1 項の規定による農地転用許可申請の審議について
- 議案第 4 号 租税特別措置法第 70 条の 6 第 1 項の規定による農地等に係る相続税の納税猶予の適用に関する適格者証明願の審議について
-
- 報告第 1 号 農地法第 3 条の 3 の規定による届出の受理の報告について
- 報告第 2 号 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出の受理の報告について
- 報告第 3 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出の受理の報告について

議長代理

それでは、令和7年第1回岐阜市農業委員会総会を開会いたします。

ただいまの出席委員は、19名中17名で過半数に達しておりますので、本会議は成立することを報告いたします。

本日は、栗本会長及び清水職務代理が欠席でございますので、私、林康廣が議長を務めさせていただきます。

議事に入るに先立ちまして、本日の議事録署名者を指名でお願いしたいと思います。

それでは、議席番号12番、河田均委員、議席番号13番、松野芳正委員の両委員、よろしくお願いいたします。

なお、農地利用最適化推進委員の方も御意見や御質問がありましたら御遠慮なく御発言ください。

議長代理

それでは、議案の審議に入ります。

議案第1号農地法第3条第1項の規定による許可申請の審議について、今回の申請は、所有権の移転14件、使用貸借による権利の設定1件、以上を議題いたします。事務局の説明を求めます。

佐々木主査

それでは、議案第1号について説明いたします。

農地を耕作目的で所有権を移転する場合や、使用収益を目的とし権利を設定する場合の許可申請です。

3条申請受人には、権利取得後の農地の効率的な利用を誓約する営農計画書の提出を求め、農地の権利取得に必要な全部利用効率要件、農作業常時従事要件、地域との調和要件について確認しております。

今回提案しております申請は、いずれも、農地法に規定する不許可基準に抵触しないものであると判断しております。

2ページをお願いします。

1番、三里地区の申請は、農業経営を開始するための所有権移転です。申請地では水稻を栽培するものです。

2番、南長森地区の申請は、農業経営を開始するための所有権移転です。申請地では果樹を栽培するものです。

3番、南長森地区の申請は、農業経営を開始するための所有権移転です。申請地では果樹及び野菜を栽培するものです。

3ページをお願いします。

4番、南長森地区の申請は、農業経営を開始するための所有権移転です。申請地では野菜及び果樹を栽培するものです。

5番、黒野地区の申請は、農業経営を拡大するための所有権移転です。

6番、黒野地区の申請は、農業経営を拡大するための使用貸借権の設定です。
次の4ページにまたがりまして、7番及び8番、茜部地区の申請は、農業経営を拡大するための所有権移転です。

9番、合渡地区の申請は、農業経営を開始するための所有権移転です。
申請地では野菜及び水稻を栽培するものです。

10番及び11番、合渡地区の申請は、農業経営を拡大するための所有権移転です。

5ページをお願いします。

12番、三輪地区の申請は、農業経営を拡大するための所有権移転です。

13番、網代地区の申請は、農業経営を拡大するための所有権移転です。

6ページをお願いします。

14番、柳津地区の申請は、農業経営を拡大するための所有権移転です。

15番、柳津地区の申請は、農業経営を承継するための所有権移転です。

2,082平方メートルの田を譲渡人から譲り受け、取得後は水稻を栽培する予定です。

以上でございます。

議長代理

ただいま、議案第1号について事務局から説明がありました。
各申請者の営農状況等について、担当地区の委員の皆様から説明いただきます。
それでは、1番、三里地区は、江崎美咲委員、お願いします。

江崎(美)委員

1番の申請は、農業経営を開始する受人へ、田を譲り渡すものです。
12月25日に農地利用最適化推進委員及び事務局職員、受人の代理人と共に、
現地立会いを行いました。
申請地では、西側隣地と一体で水稻を栽培される予定です。
受人は、地域の取り決めなども遵守し、適正に耕作するとの意向を確認しました
ので、地元としても許可は問題ないと考えております。

議長代理

ありがとうございました。
続きまして、2番から4番、南長森地区は、林明委員、お願いします。

林(明)委員

2番及び3番の申請は、農業経営を開始する受人へ、畑を譲り渡すものです。
12月24日に農地利用最適化推進委員、事務局職員及び受人と共に、現地立会
いを行いました。
申請地では、果樹や野菜を栽培される予定です。

受人は、地元の取り決めも承知されておりますので、許可は問題ないと考えております。

4番の申請は、農業経営を開始する受人へ、畑を譲り渡すものです。

12月24日に農地利用最適化推進委員、事務局職員及び受人と共に、現地立会いを行いました。

申請地では、野菜や果樹を栽培される予定です。

受人は、地元の取り決めも十分承知されておりますので、許可は問題ないと考えております。

議長代理

ありがとうございました。

続きまして、5番及び6番、黒野地区は、野々村議員、お願いします。

(栗本議長着席)

野々村委員

5番の申請は、農業経営を拡大する受人へ、畑を譲り渡すものです。

1月7日に、農地利用最適化推進委員、事務局職員及び受人と共に、現地立会いを行いました。

申請地では、柿を栽培される予定です。

受人は、地域の取り決めなども遵守し、適正に耕作するとの意向を確認しましたので、地元としても許可は問題ないと考えております。

6番の申請は、農業経営を拡大する借人へ田を貸し出すものです。

1月7日に、農地利用最適化推進委員、事務局職員及び受人と共に現地立会いを行いました。

申請地では、枝豆、ブロッコリーを栽培される予定です。

借人は、地域の取り決めなども遵守し、適正に耕作するとの意向を確認しましたので、地元としても許可は問題ないと考えております。

議長代理

ありがとうございました。

続きまして、7番及び8番、茜部地区は、事務局から説明いたします。

佐々木主査

7番及び8番の申請は、農業経営を拡大する受人へ、田を譲り渡すものです。受人はご夫婦です。

1月7日に農業委員、農地利用最適化推進委員及び受人と共に、現地立会いを行いました。

申請地では、水稻を栽培される予定です。

受人は、地元の取り決めも承知されておりますので、許可は問題ないとのこと
です。

議長代理

ありがとうございました。

続きまして、9番から11番、合渡地区は、山中敏彰委員、お願いします。

山中委員

9番の申請は、農業経営を開始したい受人へ、田及び畑を譲り渡すものです。
12月27日に農地利用最適化推進委員、事務局職員及び受人の代理人と共に、
現地立会いを行いました。

申請地では、水稻及び野菜を栽培される予定です。

受人は、地元の取り決めなども十分承知されておりますので、許可は問題ない
と考えております。

10番の申請は、農業経営を拡大したい受人へ、田を譲り渡すものです。

申請地では、水稻を栽培される予定です。

受人は、地元の取り決めなども十分承知されておりますので、許可は問題ない
と考えております。

11番の申請は、農業経営を拡大したい受人へ、田を譲り渡すものです。

申請地では、水稻を栽培される予定です。

受人は、地元の取り決めなども十分承知されておりますので、許可は問題ない
と考えております。

議長代理

ありがとうございました。

続きまして、12番、三輪厳美地区は、藤吉理功委員、お願いします。

藤吉委員

12番の申請は、農業経営を拡大する受人へ、田を譲り渡すものです。

12月19日に事務局職員、渡人及び受人と共に現地立会いを行いました。

申請地では、水稻を栽培される予定です。

受人は、地元の取り決めも承知されておりますので、許可は問題ないと考えて
おります。

議長代理

ありがとうございました。

続きまして、13番、網代地区は、松野芳正委員、お願いします。

松野委員

13番の申請は、農業経営を拡大する受人へ、田を譲り渡すものです。

1月7日に農地利用最適化推進委員、事務局職員及び受人の代理人と共に、現地
立会いを行いました。

養鶏業を営む受人は、申請地西側に一体利用地として育雛舎などを建設予定であり、ここで飼育する鶏の飼料用に大豆を栽培される予定です。

また、隣接する育雛舎などで感染症が発生した場合には、申請地が殺処分した鶏の死骸の埋却地として使用される予定です。

受人は、山口市で養鶏業を営んでおり、地元の取り決めなどを守り、周辺の農地、水路について、影響がないように耕作を適正に行う旨を確認いたしましたので、許可は問題ないと考えております。

議長代理

ありがとうございました。

続きまして、14番及び15番、柳津地区は、江崎和浩委員、お願いします。

江崎(和)委員

14番の申請は、農業経営を拡大する受人へ、田を譲り渡すものです。

12月27日に農地利用最適化推進委員、事務局職員及び受人代理人と共に、現地立会いを行いました。

申請地では、水稻を栽培される予定です。

受人は、地元の取り決めも承知されておりますので、許可は問題ないと考えております。

15番の申請は、農業経営を承継する受人へ、田を譲り渡すものです。

12月27日に農地利用最適化推進委員、事務局職員及び受人代理人と共に、現地立会いを行いました。

受人は、地元の取り決めも承知されておりますので、許可は問題ないと考えております。

議長代理

ありがとうございました。

議案第1号について、何か御意見等ございましたら、御発言願います。

御発言もないようなので、採決に入ります。

議案第1号について、賛成の方は挙手願います。

【全員挙手】

議長代理

全会一致で、原案のとおり決定いたします。

議長代理

栗本議長がお見えになりましたので交代いたします。

議長

引き続きまして、議長を務めさせていただきます。

議案第2号、農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請の審議について、1件、以上を議題といたします。事務局の説明を求めます。

佐々木主査

それでは、議案第2号について説明いたします。

市街化調整区域内にある農地を、耕作する者自らが転用する場合の許可申請です。

8ページの総括表をご覧ください。

今回は、1件、2,772.00平方メートルです。

9ページをお願いします。

1番、三輪地区の申請は、畑地転換で一時転用するものです。

申請地は農振農用地ですが、一時的な利用に供するために行うものであり、目的を達成する上で申請に係る農地を供することが必要であること、また農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないことが認められるため例外的に許可し得るものです。

また、1番の申請につきましては、1,000平方メートルを超える大規模転用になりますので、34ページに位置図を付けてございますので、ご覧ください。

転用される場所は、三輪北小学校から北へ1.9キロメートルほどの農地です。

以上でございます。

議長

ただいま、議案第2号について事務局から説明がありました。

1番、三輪山県地区の申請については、現地調査を行いました。

1番、三輪山県地区の申請について、山口貴範委員、お願いします。

山口委員

1番の申請は、田を畑に転換するための一時転用です。

12月19日に、農地利用最適化推進委員、事務局職員及び申請人と共に現地立会いを行いました。

申請地では、朝鮮人参やブルーベリーなどを栽培予定です。

立会いの際、施工にあたり水路等への影響がないよう配慮することを確認しており、許可は問題ないと考えております。

議長

ありがとうございました。

議案第2号について、何か御意見等ございましたら御発言願います。

御発言もないようなので、採決に入ります。

議案第2号について、賛成の方は挙手願います。

【全員挙手】

議 長

全会一致で、原案のとおり決定いたします。

続きまして、議案第3号、農地法第5条第1項の規定による農地転用許可申請の審議について、今回の申請は、所有権の移転7件、以上を議題といたします。事務局の説明を求めます。

佐々木主査

それでは、議案第3号について説明いたします。

市街化調整区域内にある農地を農地以外のものにするため、所有権の移転又は貸借による権利の設定を行う場合の許可申請です。

11 ページの総括表をご覧ください。

今回は、7件、合計18,061.10平方メートルです。

12 ページをお願いします。

1番、日野地区の申請は、所有権移転により、建設業資材置場に転用するものです。

申請地は、宅地化の状況からみて、住宅の用もしくは事業の用に供する施設または公共施設もしくは公益的施設が連たんしている程度に達している区域に隣接する区域内にある農地の区域で、その規模がおおむね10ヘクタール未満であるため、第2種農地と判断します。

第2種農地ではありますが、転用目的が住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住するものの業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるものであることから、許可し得るものです。

2番、黒野地区の申請は、所有権移転により、太陽光発電施設に転用するものです。

申請地は、上水管及び下水管又はガス管のうち2種類以上が埋設されている道路の沿道の区域であって、かつ申請にかかる農地からおおむね500メートル以内に2以上の教育施設及び公共施設があるため、第3種農地と判断します。

よって許可し得るものです。

また、2番の申請につきましては、1,000平方メートルを超える大規模転用になりますので、35ページに位置図を付けてございますので、ご覧ください。

転用される場所は、黒野小学校から南西へ300メートルほどの農地です。

3番、黒野地区の申請は、所有権移転により、太陽光発電施設に転用するものです。

申請地は、上水管及び下水管又はガス管のうち2種類以上が埋設されている道路の沿道の区域であって、かつ申請にかかる農地からおおむね500メートル以内に2以上の教育施設及び公共施設があるため、第3種農地と判断します。

よって許可し得るものです。

また、3番の申請につきましては、1,000平方メートルを超える大規模転用になりますので、36ページに位置図を付けてございますので、ご覧ください。

転用される場所は、黒野小学校から南西へ300メートルほどの農地です。

4番、芥見地区の申請は、所有権移転により、彫刻品製造業倉庫に転用するものです。

申請地は、街区の面積に占める宅地の面積の割合が40パーセントを超えているため、第3種農地と判断します。

よって許可し得るものです。

13ページをお願いします。

5番、芥見地区の申請は、所有権移転により、露天貸駐車場に転用するものです。

申請地は、街区の面積に占める宅地の面積の割合が40パーセントを超えているため、第3種農地と判断します。

よって許可し得るものです。

6番、芥見地区の申請は、所有権移転により、太陽光発電施設に転用するものです。

申請地は、街区の面積に占める宅地の面積の割合が40パーセントを超えているため、第3種農地と判断します。

よって許可し得るものです。

7番、網代地区の申請は、所有権移転により、養鶏業農業用施設に転用するものです。

申請地は農振農用地ですが、転用目的が農振法第8条第4項に規定する農用地利用計画において指定された用途である農業用施設に供するために行われるものであるため、例外的に許可し得るものです。

申請地は令和6年10月25日用途区分変更済みです。

また、7番の申請につきましては、1,000平方メートルを超える大規模転用になりますので、37ページに位置図を付けてございますので、ご覧ください。

転用される場所は、掛洞プラントから北東へ1.6キロメートルほどの農地です。以上でございます。

議 長

ただいま、議案第3号について、事務局から説明がありました。

2番及び3番、黒野地区、7番網代地区の申請については、現地調査を行いました。

まずは、2番及び3番、黒野地区の申請について、野々村貢委員、お願いします。

野々村委員

2番及び3番の申請は、太陽光発電施設として転用するものです。

1月7日に、農地利用最適化推進委員、事務局職員及び受人の代理人と共に現地立会いを行いました。

立会いの際に申請地付近の農地、水路について、影響がないように確認しており、許可は問題ないと考えております。

議 長

ありがとうございました。

続きまして、7番、網代地区の申請について、松野芳正委員、お願いします。

松野委員

7番の申請は、養鶏業農業用施設として転用するものです。

1月7日に、農地利用最適化推進委員、事務局職員及び受人の代理人と共に現地立会いを行いました。

立会いの際に申請地付近の農地、水路について、影響がないように管理することを確認しており、許可は問題ないと考えております。

議 長

ありがとうございました。

議案第3号について、何か御意見等ございましたら御発言願います。

御発言もないようですので採決に入ります。

議案第3号について、賛成の方は挙手願います。

【全員挙手】

議 長

全会一致で、原案のとおり決定いたします。

続きまして、議案第4号、租税特別措置法第70条の6第1項の規定による農地等に係る相続税の納税猶予の適用に関する適格者証明願の審議について、今回の出願は5件、以上を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

佐々木主査

それでは、議案第4号について説明いたします。

15ページをお願いします。

今回は、5件提出されており、明細は16ページから17ページの表のとおりです。

特例適用農地面積は、合計15,570.50平方メートルとなっております。

証明願の内容審査は、遺産分割協議書等により、相続人の確認を行い、特例適用農地について適正な耕作が行われていることなど、納税猶予を受けるための要件を備えているか、事務局において十分調査し、提案しております。

以上でございます。

議長

ただいま、議案第4号について、事務局から説明がありました。
議案第4号について、何か御意見等ございましたら御発言願います。

御発言もないようですので採決に入ります。
議案第4号について、賛成の方は挙手願います。

【全員挙手】

議長

全会一致で、原案のとおり決定いたします。
議案につきましては、以上でございます。
続きまして、報告に移ります。
報告第1号から第3号について、事務局の説明を求めます。

佐々木主査

それでは、報告第1号、農地法第3条の3の規定による届出の受理の報告について説明いたします。

19ページをお願いします。

許可が不要の相続等による農地の権利取得の届出です。

届出は、49件、合計103,543.23平方メートルです。

続きまして、報告第2号、農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の受理の報告について説明いたします。

21ページをお願いします。

市街化区域内の農地を耕作者自らが転用する第4条届出の総括表となります。

届出は、8件、合計2,444.68平方メートルです。

明細は、22ページから23ページです。

続きまして、報告第3号、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の受理の報告について説明いたします。

25ページをお願いします。

市街化区域内の農地を転用目的のため権利の移動、若しくは設定を行う第5条届出の総括表となっております。

届出は、30件、合計13,491.00平方メートルです。

明細は、26ページから33ページです。

農地の権利取得及び市街化区域内農地の転用につきまして、届出内容が適法であると認められたものにつきまして、農業委員会事務局規程に基づき、令和6年12月に農業委員会事務局長が受理を行いましたものを報告いたしました。

以上でございます。

議 長

議案、報告は以上になりますが、何かございますか。

それでは、以上をもちまして、本日の会議を終了いたします。

ありがとうございました。

議長は、本日の会議終了につき午後3時31分閉会を宣す。